

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2022年6月27日

【会社名】 株式会社ヨータイ

【英訳名】 YOTAI REFRACTORIES CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 田 口 三 男

【本店の所在の場所】 大阪府貝塚市二色中町8番1

【電話番号】 (072)430-2100

【事務連絡者氏名】 常務取締役本社業務部長 竹 林 真 一 郎

【最寄りの連絡場所】 大阪府貝塚市二色中町8番1

【電話番号】 (072)430-2100

【事務連絡者氏名】 常務取締役本社業務部長 竹 林 真 一 郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年6月23日開催の当社第124回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 定款一部変更の件

電子提供措置等

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主の皆様へに交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

取締役会の決議の省略

定款に定めることにより、取締役会において、より機動的な意思決定をしていくことを目的に、決議事項について取締役会を開催せずに決議があったものとみなすことができるよう、取締役会の決議の省略に関する規定を新設するものであります。

剰余金の配当等

剰余金の配当等について、引き続き、取締役会で決定することに加えて、株主の皆様からのご提案がある場合には株主総会で決定できるよう定款の変更を行うものであります。

その他

上記の新設・削除に伴い、必要な条数の繰り下げ等を行うものであります。

第2号議案 剰余金の処分の件

第1号議案が承認可決されることを条件に、2022年3月期の期末配当金を当社普通株式1株につき27円を配当するものであります。

期末配当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき27円

配当総額 556,477,884円

剰余金の配当が効力を生じる日 2022年6月24日

第3号議案 取締役6名選任の件

田口三男、竹林真一郎、谷口忠史、松本頼貞、板野泰之及び秋吉忍の6名を取締役に選任するものであります。

< 株主提案（第4号議案から第8号議案まで） >

第4号議案 剰余金の処分の件

第1号議案が承認可決されることを条件に、2022年3月期の期末配当金を当社普通株式1株につき100円を配当するものであります。

第5号議案 政策保有株式に関する定款一部変更の件

現行の定款に以下の章及び条文を新設するものであります。

第7章 政策保有株式

（政策保有株式の目的の検証と結果の開示）

第42条

当社は、純投資目的以外の目的で保有する株式（以下「政策保有株式」という。）について、その保有目的の適切性、保有に伴う便益及びリスクが資本コストに見合っているかについて具体的に検証し、3カ月に1度毎に取締役会に報告する。

取締役会は、第1項の検証結果を踏まえ、政策保有株式の保有の適否について判断し、その内容及び理由を、取締役会議事録に記載する。

当社は、第1項の検証結果並びに前項の取締役会の判断の内容及び理由を、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書で開示する。

第6号議案 自己株式の消却に関する定款一部変更の件

現行の定款に、第17条として以下の条文を新設し、現行定款第17条以降を、各々1条ずつ繰り下げるものであります。

第17条

株主総会は、会社法に定める事項のほか、自己株式の消却に関する事項について決議することができる。

第7号議案 自己株式の消却の件

第6号議案が承認可決されることを条件に、保有する4,977,123株の自己株式を消却するものであります。

第8号議案 監査役解任の件

監査役梅澤孝志、谷忠晴の2名を解任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

< 会社提案（第1号議案から第3号議案まで） >

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	164,934	15,621	-	(注) 1	可決 91.3
第2号議案 剰余金の処分の件	146,877	33,687	-	(注) 2	可決 81.3
第3号議案 取締役6名選任の件					
田口三男	136,148	44,417	-	(注) 3	可決 75.4
竹林真一郎	140,077	40,488	-	(注) 3	可決 77.6
谷口忠史	140,090	40,475	-	(注) 3	可決 77.6
松本頼貞	140,090	40,475	-	(注) 3	可決 77.6
板野泰之	136,066	44,499	-	(注) 3	可決 75.4
秋吉忍	140,083	40,482	-	(注) 3	可決 77.6

< 株主提案（第4号議案から第8号議案まで） >

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第4号議案 剰余金の処分の件	59,112	121,453	-	(注) 2	否決 32.7
第5号議案 政策保有株式に関する 定款一部変更の件	53,675	126,890	-	(注) 1	否決 29.7
第6号議案 自己株式の消却に関する 定款一部変更の件	72,371	108,194	-	(注) 1	否決 40.1
第7号議案 自己株式の消却の件	-	-	-	(注) 4	-
第8号議案 監査役解任の件					
梅澤孝志	52,924	127,547	-	(注) 3	否決 29.3
谷忠晴	52,924	127,547	-	(注) 3	否決 29.3

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
4. 第7号議案は、第6号議案の承認可決が条件となっておりましたが、第6号議案は否決されたため、議案として取り上げておりません。